平成２６年（フ）第６１５号
千葉県柏市花野井611番地　フォンティーヌ柏105号
債務者　深堀　　明
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　正人
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５号
広島県尾道市山波町3058番地９　レオパレスなごみ106
債務者　浦山　　健
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　邦男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２６７号
宮城県黒川郡大衡村大瓜字中山91番地10
債務者　堀井　義男
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
広島市安佐北区小河原町1066番地１ガーデンコート沖103号、前住所広島県広島市東区福田７丁目24―６
債務者　佐々木涼子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７号
大分県日田市大字有田341番地63
債務者　石原　　勉
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１３６号
大津市皇子が丘１丁目11番22号　プリンスヒルズ103、前住所大津市雄琴北２丁目13番28号
債務者　きもの本舗染寿苑こと　辻村　秀雄
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多久　康二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７０号
滋賀県湖南市岩根2499番地　５号
債務者　土屋　　泰
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　宏行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９５号
愛媛県松山市小坂２丁目４番３号　コーポひかり101号
債務者　大西　敏彦
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　圭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
兵庫県川西市平野１丁目14番17号
債務者　中田　淳平
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
兵庫県西宮市上ケ原山田町１番８―711号
債務者　島村こと　朴　　景子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀若　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２４号
兵庫県西宮市神園町３番118号
債務者　千足　紳一
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４３号
函館市大縄町18番３号
債務者　青山　大輔
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１７６６号
大阪府東大阪市高井田本通６丁目４番11―1403号
債務者　ＴＦ・アッセンブルこと　福岡　敏雄
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７６号
大阪府茨木市総持寺２丁目２番15号
債務者　阿部　彬絵
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０１８号
大阪府八尾市松山町１丁目５番21号
債務者　植田　広美（旧姓有光）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１１２号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目11番20号エムパレス21　102号
債務者　田中　良彦
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８５号
大阪市生野区勝山北５丁目12番38号　ガーデンハウス勝山213号室、前住所大阪市生野区勝山北２丁目12番８号　プチマンションＡ１号
債務者　武藤　　弘
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４号
北海道稚内市富岡３丁目７番１―105号　市営住宅13―１
債務者　嘉津山沙織
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
旭川地方裁判所稚内支部